

公正入札調査委員会規程

制 定 令和4年10月1日

(設 置)

第1条 公共工事・物品調達等にかかる入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本組合の契約（ただし、不動産に関する契約、市有物件災害共済契約を除く。）について入札談合の情報等があった場合には、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 事情聴取の実施、入札延期、公正取引委員会への通報、その他入札談合に関する情報等があった場合の対応

(2) 入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が随時関係委員を招集して行う。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

2 委員長は必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部経理課に置く。

(細 目)

第7条 この規程の細目について必要な事項は、別途事務局長が定める。

(準 用)

第8条 この規程は、事務局長が他の公共団体等との委託契約に基づき入札を行う場

合について準用する。

附 則
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職
総務部長
施設部長
総務課長
経理課長
施設管理課長
建設企画課長